

## 対象

[中小企業者](#)、[中小企業組合](#)

## 申込対象者の要件

[一般的な共通要件](#)に該当し、信用保証協会及び取扱金融機関の保証(融資)条件を満たしていることが必要です。

予約貸付については[予約貸付のご案内](#)をご覧ください。

## 資金用途

### ○設備資金

工場、店舗の建築又は機械設備の購入等に必要な資金(中小企業組合においては、共同生産、共同販売、共同購入等、共同事業の実施に必要な資金に限ります)

### ○運転資金

商品仕入れや外注費支払い等に必要な資金(中小企業組合においては、共同生産、共同販売、共同購入等、共同事業の実施に必要な資金に限ります)

- ただし次のものは対象外となります。**
- ・借入金の返済、税金の支払い
  - ・土地の取得(中小企業組合の場合は対象となります)
  - ・住宅、乗用車
  - ・法令に違反する設備及び県外に設置する設備 など

## 融資条件

制度名	資金用途	融資限度額	融資期間(据置) [以内]	融資利率 [年以内]	信用保証 [年以内]	担保	保証人	申込場所
一般貸付	設備資金	6,000万円 (中小企業組合は)	10年 (1年)	2.0% (固定金利)	付する 0.45 ~1.6 4%	金融機関、 <a href="#">信用保証協会</a> との協議	個人:原則として不要 法人:代表者を連帯保証人とし、原則と	企業: <a href="#">商工会議所</a> 又は <a href="#">商工会</a>

		3億円)						
	運 転 資 金	5,000万 円 (中小企 業組合は 6,000万 円)	7年 (1年)				して代表者以外の 保証人は不要	組合: <a href="#">中 小企業団 体中央会</a>

○ 設備資金と運転資金を併用する場合の合計利用限度額は6,000万円(中小企業組合は3億円)です。

※ 予約貸付については[予約貸付のご案内](#)をご覧ください。

## よくある質問

Q

東京都内に本社があり、埼玉県内に支店がある会社です。支店の登記はしていません。

この場合、埼玉県の事業資金を借り入れることができますか。

A

埼玉県内での支店の営業実績が1年以上あり、埼玉県に法人事業税の滞納がなければ、登記されていなくても融資を申し込むことができます。

Q

個人営業の商店です。店舗は埼玉県内にありますが、住所は東京都内で、税金の確定申告も都内で行っています。この場合、埼玉県の事業資金を借り入れることができますか。

また、逆に住所は埼玉県内で、店舗・事業所が東京都内にある場合はどうでしょうか。

A

埼玉県内での営業実績が1年以上あり、埼玉県に個人事業税の申告を行い、個人事業税の滞納がなければ融資を申し込むことができます。

逆の場合は、県内の営業実績がないので、融資の対象にはなりません。

Q

昨年会社を設立し、まだ1年たっていません。その前は個人営業で、同じ業種の商売を1年以上やっていましたが、融資の対象になりますか。

A

融資を申し込むことができます。個人から法人成りした企業で、同一業種の場合は、個人と法人の営業実績が通算されます。

Q

前期決算で欠損を出してしまい、法人事業税が課税されませんでした。融資の対象になりますか。

A

納税証明書の交付を受けることができれば、税額が「0」でも融資を申し込むことができます。個人事業税の場合も同じです。